

なんみんにんていしんせい かんが りゅうがくせい みなさま  
難民認定申請を考えている留学生の皆様へ

へいせい ねん がつ  
平成30年2月  
ほうむしやうにゆうこくかんりきよく  
法務省入国管理局

ほうむしやう  
法務省では、これまで、せいぎ ざいりゅう がいこくじん  
難民認定申請した場合、しんせい げっけい かご げんそく  
申請から6か月経過後、原則  
しゅうろう きよか うんよう おこな ほんねん  
として就労を許可する運用を行っていましたが、本年  
がつ にち なんみんにんていてつづきちゅう しんせいしや ふよ  
1月15日に、難民認定手続中の申請者に付与する  
ざいりゅうしかく うんよう みなお  
在留資格の運用を見直しました。

ぐたいてき りゅうがくせい い たいがくしよぶん  
具体的に、留学生のケースで言えば、退学処分とな  
あと きやういくきかん そつぎょう あと なんみんにんていしんせい  
った後や、教育機関を卒業した後に難民認定申請した  
ばあい しんせい げっけい かご げんそく しゅうろう  
場合は、申請から6か月経過後も、原則として就労を  
きよか  
許可しないこととしました。

ちゅう りゅうがく つづ なんみんにんていしんせい かのう  
(注1) 留学を続けながら難民認定申請することは可能です。

ちゅう なんみんじやうやくじやう なんみん かのうせい たか ばあい また ほんこくじやうせい  
(注2) 難民条約上の難民である可能性が高い場合、又は本国情勢  
とう じんどうじやう はいりよ よう かのうせい たか ばあい かぎ  
等により人道上の配慮を要する可能性が高い場合に限り、  
しゅうろう きよか  
就労を許可します。

つうがくさき きやういくきかん ほうれいはんこうい  
なお、通学先の教育機関において、法令違反行為が  
かん ばあい もよ ちほうにゆうこくかんりきよく  
あると感じた場合には、最寄りの地方入国管理局に  
ごそうだん  
御相談ください。